

とちぎ

食の安全・安心・信頼性の 確保に関する基本計画

(4期計画)

概要版



令和3(2021)年度～7(2025)年度



栃木県

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画 (4期計画)

1 計画策定の趣旨

本県においては、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づき、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」を平成20年3月に策定し、平成23年11月に放射性物質に対する施策を追加するなど見直しを経て、これまで3期計画(平成28年度から令和2年度)により、各種施策を総合的かつ計画的に取り組んできたところです。

しかしながら、例年、食中毒の発生や食品の不適正な表示などにより、食品の安全性に対する信頼を損なう問題が後を絶たない状況です。また、食を取り巻く状況においては、食のグローバル化、外食産業の需要の増加や健康意識の高まりなど大きな変化が見られています。

このため、食の安全の確保に向けた施策を継続的に推進することを基本に据えながら、生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保することを目指し4期計画を策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例第8条に基づく食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画です。とちぎ未来創造プランや栃木県農業振興計画等と整合性の取れた計画です。

また、この計画は「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に資するものです。

エス・ディー・ジーズ
SDGs: 2015年9月の国連サミットで定められた Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称で、2030年までに解決を目指す17個の世界共通の目標のことです。

3 計画の期間

この計画は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5か年を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や制度改正によって、見直しが必要になった場合には随時適切な見直しを行います。

4 計画の基本的な考え方

3期計画に基づき、生産から消費に至る各段階で関係機関連携のもと、全庁横断的に食の安全確保に関する施策を推進してきたことから、これまでの施策の継続を基本としつつ、食の安全・安心に係る情勢の変化や国の施策等を踏まえ、より一層、食の安全・安心・信頼性を確保するため、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。

▶生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

食品の安全性を確保するため、事業者による自主的な取組を推進するとともに、行政による監視指導等により食品の安全性と信頼性を確保します。また、生産から販売に至る各段階において、環境に調和した事業の推進を図ります。

▶食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化

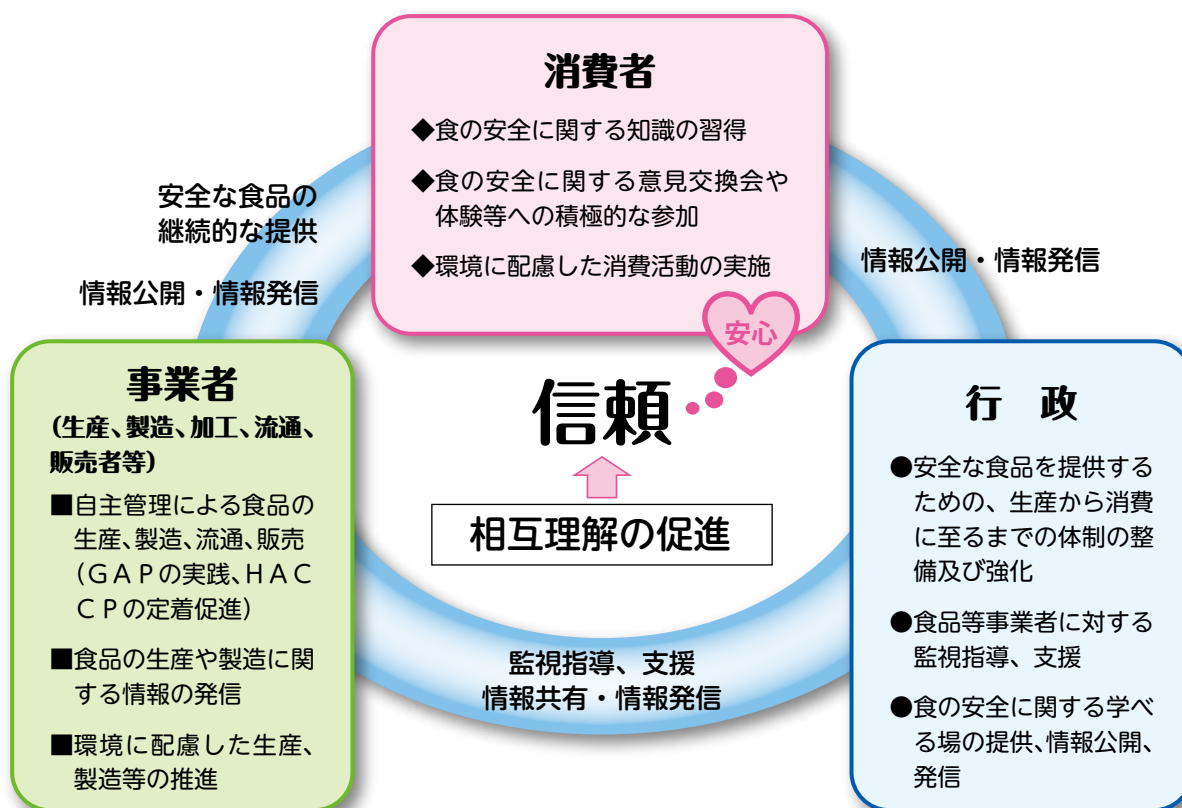
総合的な食品安全行政を推進するため、庁内関係機関の連携を強化するとともに、監視指導体制の充実強化をはじめ危機管理体制の強化を図ります。

▶消費者の食に対する信頼性の確保

食品の安全性に対する県民の信頼を確保するため、消費者、事業者、行政等関係者間の情報共有及び相互理解の推進を図ります。

※事業者：本計画においては、農畜産物及び特用林産物の生産者及び食品の製造、加工、流通、販売等に係わる者とする。

5 施策の体系と展開 (イメージ図)



6 施策の体系

生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保することを目指し、3つの施策を柱に6つの基本目標を掲げ、14の施策目標に基づいて45の個別事業(P.3～6丸付き数字)を展開します。

基本目標		施策目標
1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保	(1)生産段階での安全確保	①安全で、環境に調和した農産物の生産の推進 ②安全で、環境に調和した畜産物の生産の推進 ③安全で、環境に調和した水産物の生産の推進 ④安全で、環境に調和した特用林産物の生産の推進
	(2)製造・加工・流通・販売段階での安全確保	①食品等事業者による衛生管理の推進 ②食品等事業者に対する監視指導の充実
2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化	(1)体制の充実及び関係機関の連携強化(平常時の対応)	①食品安全行政の総合的な推進(放射性物質対策を含む) ②監視指導体制及び検査体制の充実・強化 ③事業者が安全な食品を生産、製造するための技術開発と研究の推進
	(2)健康被害の未然防止や拡大防止	①健康危機管理体制の強化
3 消費者の食に対する信頼性の確保	(1)消費者、事業者、行政間の情報の共有	①消費者、事業者、行政間の情報の共有の推進 ②消費者相談体制の充実・強化
	(2)消費者、事業者、行政間の相互理解の促進	①消費者、事業者、行政間の相互理解の促進と支援 ②環境に配慮した消費活動の推進

基本目標 1

生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

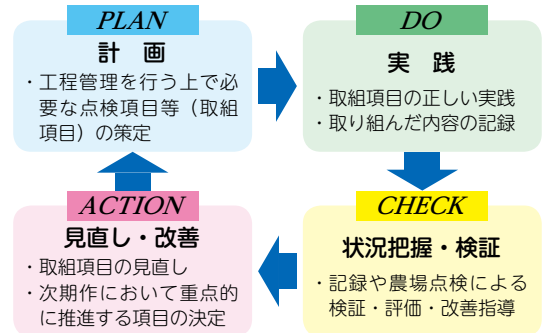
(1) 生産段階での安全確保

① 安全で、環境に調和した農産物の生産の推進

農産物の生産において、GAP(農業生産工程管理)の実践により、農薬の適正な使用などを徹底し、農産物の安全性向上を図るとともに、化学肥料・化学合成農薬の使用低減、地球温暖化防止や生物多様性の維持・向上にも配慮した、安全で環境と調和した農産物の生産を推進します。

- 1 GAPの実践による安全な農産物の生産促進
- 2 農薬の使用者及び販売者に対する監視・指導の実施
- 3 農薬使用に係る指導者の育成
- 4 農産物の生産履歴の記帳とトレーサビリティの推進
- 5 放射性物質対策による安全な農産物の生産促進
- 6 環境と調和した農業の推進

◇GAPのPDCAサイクル



② 安全で、環境に調和した畜産物の生産の推進

畜産物の生産において、家畜の飼養衛生管理の更なる向上、動物用医薬品の適正使用等を図ることにより、安全・安心で環境と調和した畜産物の供給を推進します。

- 7 畜産農家の家畜生産における飼養衛生管理レベルの向上
- 8 牛個体識別制度の円滑な推進
- 9 家畜生産現場への監視・指導の強化・充実
- 10 放射性物質対策による安全な家畜の生産促進



農場HACCP取組農家への指導

③ 安全で、環境に調和した水産物の生産の推進

水産物の生産において、水産用医薬品の適正使用等の養殖衛生管理の更なる向上や放射性物質検査の徹底を図ることにより、安全・安心で環境と調和した水産物の供給を推進します。

- 11 養殖衛生管理の普及・指導の推進
- 12 放射性物質モニタリング検査の実施による水産物の安全性の確保



水産用医薬品の適正使用に関する研修会

④ 安全で、環境に調和した特用林産物の生産の推進

放射性物質対策のために特用林産物の生産において、栃木県きのこ生産工程管理基準(きのこGAP)の導入を通して、安全・安心で環境と調和した特用林産物の供給を推進します。

- 13 特用林産物の放射性物質対策による安全な生産促進
- 14 特用林産物の生産再開への支援



(2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保

① 食品等事業者による衛生管理の推進

HACCP に沿った衛生管理の定着を促進させるとともに、適正な食品表示の実施により、信頼される食品供給の推進を図ります。

- 15 HACCPに沿った衛生管理の定着促進
- 16 研修会等の支援による自主衛生管理の促進
- 17 給食施設における衛生管理の徹底及び食物アレルギー発生予防と発生時の体制整備
- 18 適正な食品表示の実施

◇HACCPの義務化(R3(2021).6.1から完全施行)

HACCPに沿った衛生管理の実施	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理
<p style="text-align: center; background-color: #e0f0ff; margin: 0;">HACCPに基づく衛生管理</p> <p>コーデックスのHACCP 7原則に基づき、食品等事業者自らが、原材料や製造方法等に応じて衛生管理計画を作成し、衛生管理を行う。</p> <p>【対象事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■食品を取扱う従業員数が50人以上の大規模事業場を有する事業者 ■と畜場〔と畜場設置者、と畜場管理者、と畜業者〕 ■食鳥処理場〔食鳥処理業者(認定小規模食鳥処理業者を除く。)] 	<p style="text-align: center; background-color: #e0f0ff; margin: 0;">HACCPの考え方を取り入れた衛生管理</p> <p>各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。</p> <p>【対象事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■食品を取扱う従業員数が50人未満の小規模事業場を有する事業者 ■主に小売販売を行う事業者(菓子の製造販売、食肉・魚介類の販売、豆腐の製造販売 等) ■飲食店営業(給食施設も含む)、喫茶店営業、パン(比較的短期間に消費されるもの)の製造業者、そうざい製造業者 ■調理機能を有する自動販売機で食品を販売する事業者 ■包装食品の貯蔵・運搬・販売を行う事業者 ■食品を分割し、容器包装に小分け販売する事業者

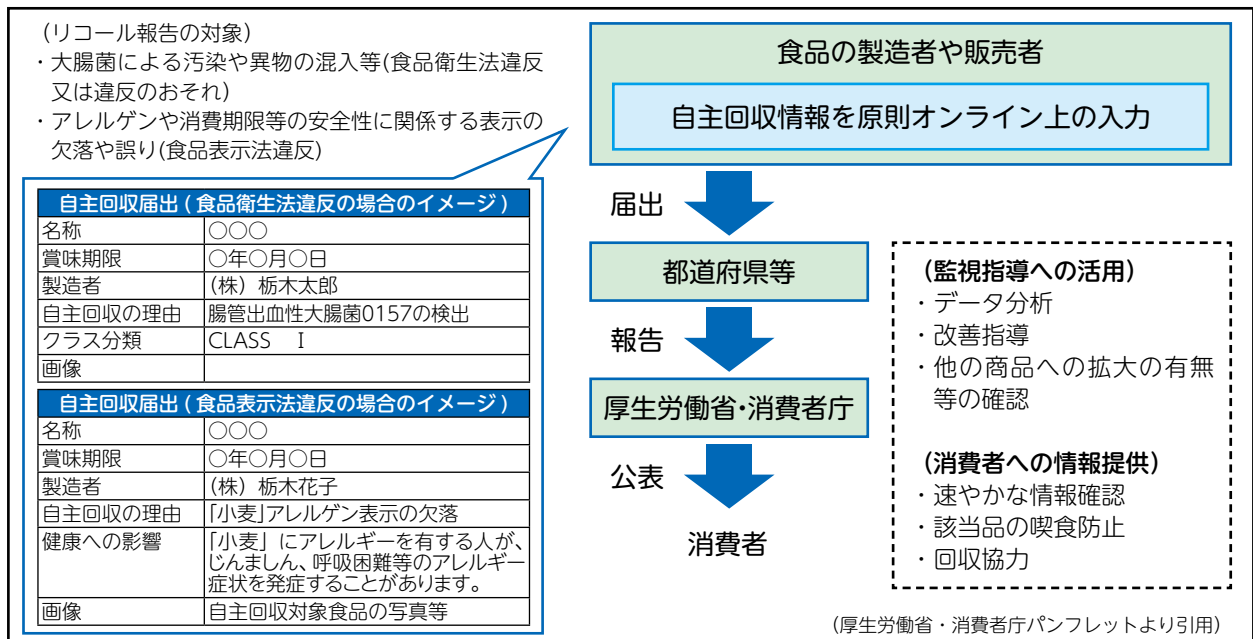
② 食品等事業者に対する監視指導の充実

「栃木県食品衛生監視指導計画」等に基づき、重点的かつ効率的、効果的な監視指導に努めます。

- 19 計画的かつ効率的な食品衛生監視指導の実施
- 20 計画的かつ効率的な食品表示監視指導の実施
- 21 いわゆる健康食品の監視指導強化
- 22 食品リコール制度の周知徹底

◇食品のリコール情報の届出制度

○食品事業者がリコール(自主回収)を行った場合の行政への届出の義務付け(R3(2021).6.1～)



基本目標2

食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化

(1) 体制の充実及び関係機関の連携強化（平常時の対応）

① 食品安全行政の総合的な推進（放射性物質対策を含む）

食品の安全確保に関する全庁的な推進体制である「栃木県食品安全推進本部」を中心として、総合的な施策の推進を図るとともに、部局横断的に問題の解決を図ります。

23 総合的な食品安全行政の推進

24 食品安全管理体制の維持運営



とちぎ食の安全・安心推進会議

② 監視指導体制及び検査体制の充実・強化

関係機関との連携強化並びに職員の資質向上等により監視指導、検査体制の充実を図るとともに、事業者に対して適切な助言ができる指導者の人材育成に努めます。

25 監視指導体制の充実・強化

26 検査体制の充実・強化

27 食の安全に係る職員の資質向上

③ 事業者が安全な食品を生産、製造するための技術開発と研究の推進

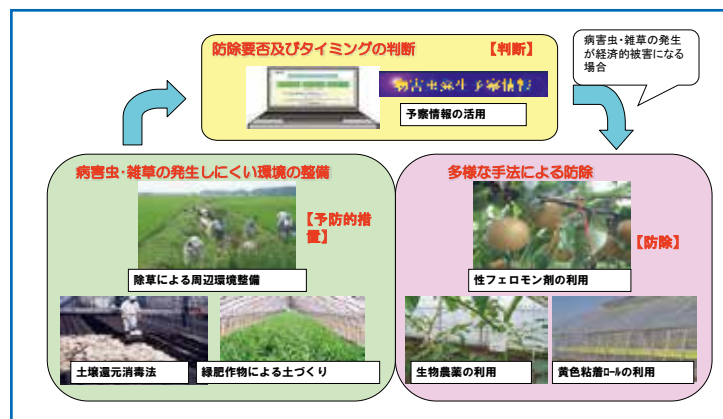
食の安全や環境に配慮した農産物等の生産技術や食品等事業者の食品の衛生管理、製造技術を向上させるための開発や研究を推進します。

28 安全で、環境と調和した農産物の生産に寄与する試験研究の推進

29 安全な特用林産物の生産に寄与する試験研究の推進

30 食品等事業者への食品安全のための技術支援

◇総合的病害虫・雑草管理(IPM)の体系



(2) 健康被害の未然防止や拡大防止

① 健康危機管理体制の強化

食の安全に関わる緊急事態には、栃木県食品安全推進本部を中心として、迅速かつ的確に対応します。

31 健康危機管理体制による緊急事態への迅速な対応

32 食品リコール制度の運用

基本目標3

消費者の食に対する信頼性の確保

(1) 消費者、事業者、行政間の情報の共有

① 消費者、事業者、行政間の情報の共有の推進

消費者、事業者に対して迅速な情報発信と分かりやすい情報提供を行うとともに、消費者の食の安全に関する知識習得を支援します。

- 33 消費者の学べる場の提供促進(消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施)
- 34 地域や学校での食品の安全性に関する知識習得への支援
- 35 食品安全に関する情報共有の推進
- 36 消費者への行政検査情報発信の推進



食品安全教室（小学校での手洗い実験）

② 消費者相談体制の充実・強化

消費者からの食品の表示や安全性、食と農に関する相談等に対して、分かりやすい情報提供、関係機関と連携した対応を実施します。

- 37 食の安全・安心に関する相談体制の充実
- 38 食の安全・安心に関する相談体制の強化

◇生活衛生課が運営するSNSによる情報発信



とちまる食の安全通信(Facebook)



とちまる食の安全通信(ツイッター)



(2) 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進

① 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進と支援

食品供給に関する信頼性の向上、フードチェーンにおける環境への負荷の軽減を図るため、消費者、事業者、行政間での意見交換会や交流により相互理解の促進を図ります。

- 39 リスクコミュニケーションによる相互理解の促進
- 40 食に関する体験機会の拡大
- 41 地産地消の促進
- 42 食品ロスの削減促進（行政、事業者の取組）
- 43 食品廃棄物等の有効利用による資源循環への取組促進



食の安全に関する意見交換会

② 環境に配慮した消費活動の推進

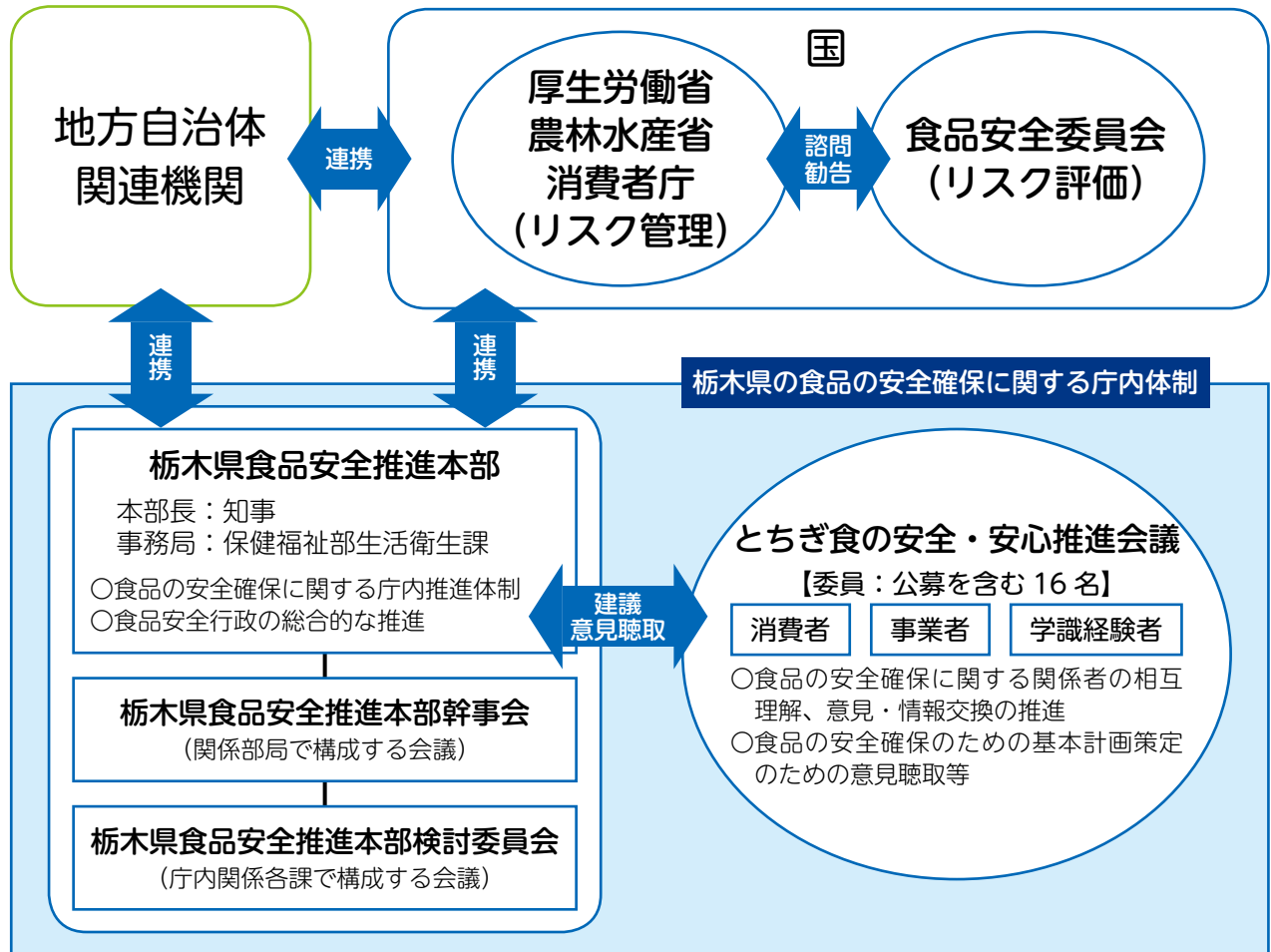
環境への負荷の低減に向け、食品を無駄にしない取組など、環境とも調和した消費者の取組を推進します。

- 44 食育による食に感謝する心の醸成への取組の促進
- 45 消費者の行動変容等を通じた食品ロスの削減促進

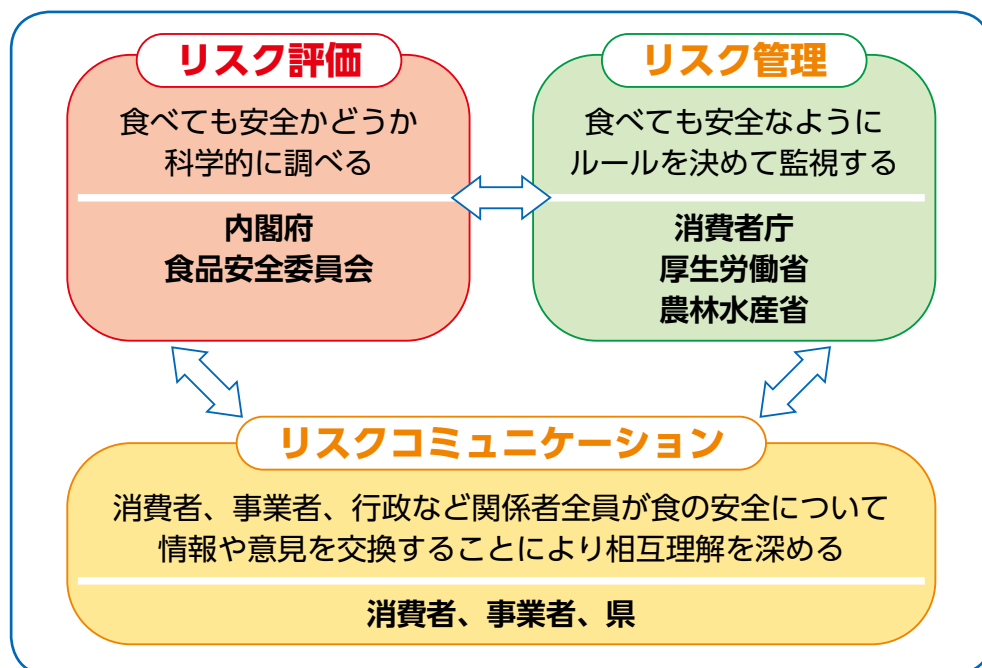


食育推進研修会でのグループワーク

◇食品安全行政の体系



◇食品の安全を守るしくみ (リスク分析)



目標値一覧

基本目標	指標名 ※指標名前の「新」「継」「変」は前計画からの「新規」「継続」「変更」の別	現 状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の考え方
基本目標 1 生産から販売に至る各段階に至る各段階における食の安全の確保				
(1) 生産段階での安全確保				
①安全で、環境に調和した農産物の生産の推進				
継	ア. 県GAP規範に基づく取組及び農場点検を行う組織	29%	60%	取組む組織の割合を基準年から倍増させる
継	イ. 農薬使用者・農薬販売者に対する立入検査数	205 件	200 件/年間	農薬販売業者(約1000件)に対し、概ね5年に1回巡回
新	ウ. 天敵農薬の使用面積	(R2年度) 1,059ha	1,300ha	年間50ha増やす
②安全で、環境に調和した畜産物の生産の推進				
継	ア. 動物用医薬品、飼料に関する指導・検査数	204 件	100 件/年間	動物用医薬品の立入検査を重点化し、年間100件を指導
継	イ. HACCP方式に基づく管理手法の指導(農家指導実施件数)	15 戸	15 戸/年間	県内の農場HACCP取組農家数
継	ウ. 人獣共通感染症のサーベイランスの強化(家さん飼養農場に対する高病原性鳥インフルエンザウイルス検査実施件数)	30 戸	30 戸/年間	対象農家(30戸)を毎年検査
③安全で、環境に調和した水産物の生産の推進				
継	ア. 養殖等経営体に対する養殖衛生管理指導	(R2年度) 100%	100% /年間	全養殖等経営体(60)に対する検査の実施率
継	イ. 各漁協管内における放射性物質モニタリング検査	100%	100% /年間	全漁協(21)管内に対する検査の実施率
④安全で、環境に調和した特用林産物の生産の推進				
新	ア. 野生山菜・きのこ販売所の巡回	(R2年度) 100%	100% /年間	巡回対象の販売所(R2時点で191ヶ所)全てを年1回以上指導
(2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保				
①食品等事業者による衛生管理の推進				
新	ア. 大規模事業者(HACCPに基づく衛生管理を実施する施設)への専門監視件数	20 施設	20 施設/年間	大規模事業者(約100件)を対象に5年間で全施設の監視指導を実施する
新	イ. 小規模事業者(HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施する施設)のHACCPの取組具合の確認(点検5項目)	—	平均4項目以上の実施	点検5項目に対する取組具合を年度で評価する
新	ウ. 保育所等の施設指導を通じた食物アレルギー発症時の緊急対応に係わる体制整備支援	—	100% /年間	施設指時に体制整備に係る支援を行った割合
新	エ. 学校給食関係者対象の衛生管理や食物アレルギーについての研修の実施	—	年1回以上	栄養教諭、学校栄養職員、給食主任等対象に実施
②食品等事業者に対する監視指導の充実				
継	ア. 食品関係施設に対する監視指導	109% (指導件数 14,564件)	100% /年間	栃木県食品衛生監視指導計画等に基づき計画された監視指導件数、検査件数に対する達成率
継	イ. 食品表示合同監視指導	112% (指導件数 96店舗)	100% /年間	
継	ウ. 食品検査の実施	104% (検査数 3,504件)	100% /年間	
基本目標 2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化				
(1) 体制の充実及び関係機関の連携強化(平常時の対応)				
②監視指導体制及び検査体制の充実・強化				
変	ア. 残留農薬一斉分析における検査項目数の維持	270 項目以上	270 項目以上	国内及び海外で主に使用されている農薬の項目数
新	イ. 食品表示関係者会議等での事例検討会の実施	—	年1回以上	食品表示関係職員の資質向上と監視指導体制の充実強化を目的として開催
基本目標 3 消費者の食に対する信頼性の確保				
(1) 消費者、事業者、行政間の情報の共有				
①消費者、事業者、行政間の情報の共有の推進				
新	ア. 食の安全に関する情報発信回数	—	50回以上/年間	週1回以上の発信
変	イ. 県内小中学校を対象とした講習会の実施市町数	—	5市町/年間	宇都宮市を除く24市町を5年で一巡する

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例

目的（第1条）

- ◆ 県民の健康の保護
- ◆ 食品の生産・消費・再生等の各般にわたる施策を総合的・計画的に推進
- ◆ 県・事業者の責務と県民の役割を明らかにする
- ◆ 県の施策に関する基本事項を定める
- ◆ 食の安全・安心・信頼性の確保に関して **基本理念** を定める

基本理念（第3条）

1. 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、県、事業者が必要な措置を講ずる。
2. 県、事業者、県民が、それぞれの責務・役割を果たし、相互の信頼の下で取り組む。
3. 科学的知見に基づき、県が国、市町村と連携協力して適切な施策を講ずる。
4. 県、事業者の積極的な情報の公開及び県民との意見交換等による情報の共有化を推進して、共通認識の形成を図る。
5. 食品の生産の方法及び流通の過程において、循環型社会の視点に配慮する。

県・事業者の責務と県民の役割（第4条～第7条）

消費者



県民の役割（第6条）

- ・ 食品の安全・安心の確保に関する知識と理解を深める
- ・ 施策・事業に参画し、意見表明や情報提供を行うことで積極的に役割を果たすよう努める
- ・ 常に自らが、食品による危害の被害者又は加害者となり得ることを認識し、食品の生産・消費・再生等に関わるよう努める

県



県の責務（第4条）

- ・ 食の安全・安心の確保のため、食品の生産から消費に至る行程の各般に応じた総合的かつ計画的な施策を講ずる

事業者



事業者の責務（第5条）

- ・ 食品の安全・安心の確保に関して、第一義的責任を有することを認識してその事業活動を行う
- ・ 県民の信頼を損なうことのないよう正確かつ適切な食品表示に努める
- ・ 食品の安全・安心の確保を常に念頭におき、事業活動の改善及び向上に努める。
- ・ 食品の安全・安心の確保に関する施策に積極的に協力する

環境への配慮（第7条）

- ・ 県、事業者及び県民は、食品の安全・安心の確保に当たっては、社会環境の変化、化学物質の出現等による環境への負荷が増大されてきている現実を認識して、環境への負荷の軽減に努める等環境に及ぼす影響について配慮しなければならない

基本計画（第8条）

知事は、食の安全・安心の確保に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を定めなければならない。

食に関する相談窓口一覧

○食品の安全・安心に関する相談

所 属	住 所	電話番号	FAX
保健福祉部 生活衛生課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3114	028-623-3116
県西健康福祉センター	鹿沼市今宮町1664-1	0289-64-3028	0289-64-3059
県東健康福祉センター	真岡市荒町116-1	0285-83-7220	0285-84-7438
県南健康福祉センター	小山市犬塚3-1-1	0285-22-4235	0285-21-0175
県北健康福祉センター	大田原市住吉町2-14-9	0287-22-2364	0287-23-9433
安足健康福祉センター	足利市真砂町1-1	0284-41-5897	0284-41-6907

○食品の表示に関する相談(食品表示相談窓口)

所 属	住 所	電話番号	FAX
保健福祉部 生活衛生課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3114	028-623-3116
保健福祉部 健康増進課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3094	028-623-3920
県西健康福祉センター (衛生事項に関すること) (栄養成分表示等に関すること)	鹿沼市今宮町1664-1 生活衛生課 健康対策課	0289-64-3028 62-6225	0289-64-3059 //
県東健康福祉センター (衛生事項に関すること) (栄養成分表示等に関すること)	真岡市荒町116-1 生活衛生課 健康対策課	0285-83-7220 82-3323	0285-84-7438 83-7003
県南健康福祉センター (衛生事項に関すること) (栄養成分表示等に関すること)	小山市犬塚3-1-1 生活衛生課 健康対策課	0285-22-4235 22-1509	0285-21-0175 22-8403
県北健康福祉センター (衛生事項に関すること) (栄養成分表示等に関すること)	大田原市住吉町2-14-9 生活衛生課 健康対策課	0287-22-2364 22-2679	0287-23-9433 23-6980
安足健康福祉センター (衛生事項に関すること) (栄養成分表示等に関すること)	足利市真砂町1-1 生活衛生課 健康対策課	0284-41-5897 41-5895	0284-41-6907 44-1088

○食料、農業、農村に関する相談(食と農の相談室)

所 属	住 所	電話番号	FAX
農政部 農政課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2288	028-623-2340
河内農業振興事務所	宇都宮市竹林町1030-2	028-626-3076	028-626-3071
上都賀農業振興事務所	鹿沼市今宮町1664-1	0289-62-5236	0289-65-7018
芳賀農業振興事務所	真岡市荒町116-1	0285-82-4720	0285-83-6245
下都賀農業振興事務所	栃木市神田町5-20	0282-23-3425	0282-23-3752
塩谷南那須農業振興事務所	矢板市鹿島町20-22	0287-43-1252	0287-43-4072
那須農業振興事務所	大田原市本町1-3-1	0287-23-2151	0287-23-7994
安足農業振興事務所	佐野市堀米町607	0283-23-1455	0283-23-5693

○消費生活に関する相談

所 属	住 所	電話番号
消費生活センター (県民生活部くらし安全安心課内)	宇都宮市塙田1-1-20	028-625-2227

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(4期計画)
(令和3(2021)年度～7(2025)年度)

令和3(2021)年3月発行

編集発行／栃木県

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

保健福祉部生活衛生課 電話028-623-3114